

空き家バンクのご案内

令和6年1月～

町は（一社）岩手県宅地建物取引業協会と
連携・協力します

これまで、空き家所有者と空き家利用希望者の賃貸及び売買の交渉・契約については当事者間で行っていましたが、今後は、不動産事業者による仲介を希望する場合は、（一社）岩手県宅地建物取引業協会に所属している不動産事業者名簿を配布しますのでご自身で依頼してください。なお、町が不動産事業者を斡旋するものではありません。

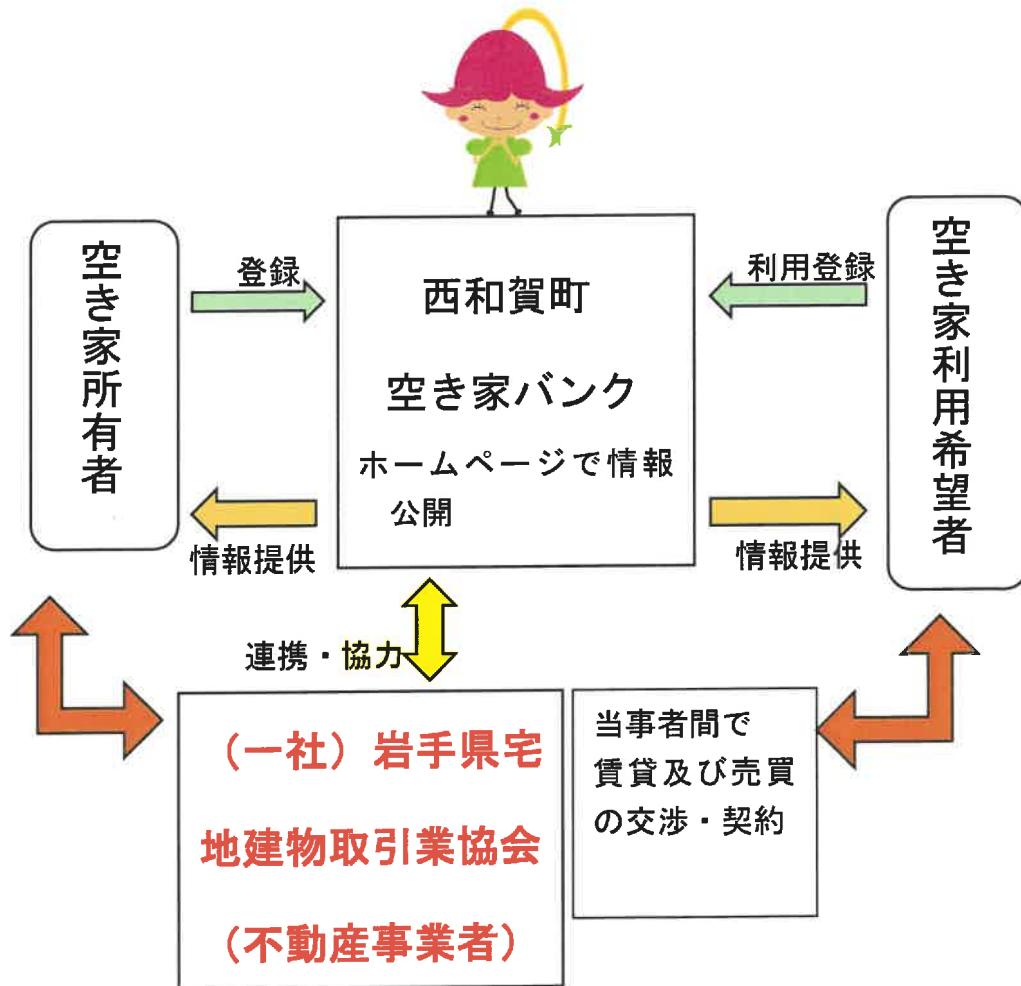
空き家バンク制度とは？

この制度は、町内の賃貸・売却ができる空き家を町の空き家バンクに登録して頂き、その物件を移住希望者や住居をお探しの方へ情報提供を行い、空き家の有効活用を通して、定住人口の増加、転出人口の減少を図り、地域の活性化につなげていくことを目的としているものです。

移住定住希望者の受け皿として全国的に多くの自治体で導入されており、また空き家の活用によって防犯・防災の面からの効果も期待されています。

※詳細は裏面

空き家バンクのイメージ図



◆注意点

- ・ 空き家所有者が空き家を登録したい時、また空き家を利用したい方が交渉・契約を行うには登録申し込みが必要です。
- ・ **空き家は、使用に支障が無い程度に適切に管理されていなければ空き家バンクに登録できません。**
- ・ 交渉・契約は、空き家の所有者と利用登録者の当事者間で行っていただくこととなります。
不動産事業者による仲介を希望する場合は、(一社)岩手県宅地建物取引業協会に所属している不動産事業者名簿を配布しますのでご自身で依頼してください。なお、町が不動産事業者を斡旋するものではありません。
- ・ 空き家所有者本人ではない方がお申し込みいただく際は、所有者の同意を得る必要があります。
- ・ 空き家の共有者がいる場合は、共有者の同意を得る必要があります。

◆主な流れ◆

- ① 空き家の賃貸または売却を希望される方は町へ空き家登録申請書と同意書に記入し申請します。
- ② 町は空き家バンク登録台帳へ物件を登録します。
※申請いただいた物件については担当者が現況調査にお伺いし、家屋の間取り等の確認を行い、写真を撮らせて頂きます。
- ③ 同意をいただけた物件情報はLIFULL HOME'S 空き家バンクホームページに掲載し、情報提供をさせていただきます。掲載内容については、物件の所在地(大字まで明記)及び現況写真、物件の設備状況等を掲載します。なお、所有者が特定されるような個人情報に掲載いたしません。
- ④ 利用希望される方は、町へ利用登録の申請をしていただきます。
- ⑤ 町は空き家登録者に利用登録があった旨を通知します。
- ⑥ 交渉・契約等は空き家登録者と利用登録者の間で行います。
※町は、物件の賃貸や売買に関する交渉・契約には関与することはありませんのでご承知ください。
- ⑦ ご不明な点、お聞きしたいことがございましたら、西和賀町ふるさと振興課(0197-82-3285)までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。